



戸籍証明取得の柔軟化

在北マケドニア日本国大使館

2025年2月14日

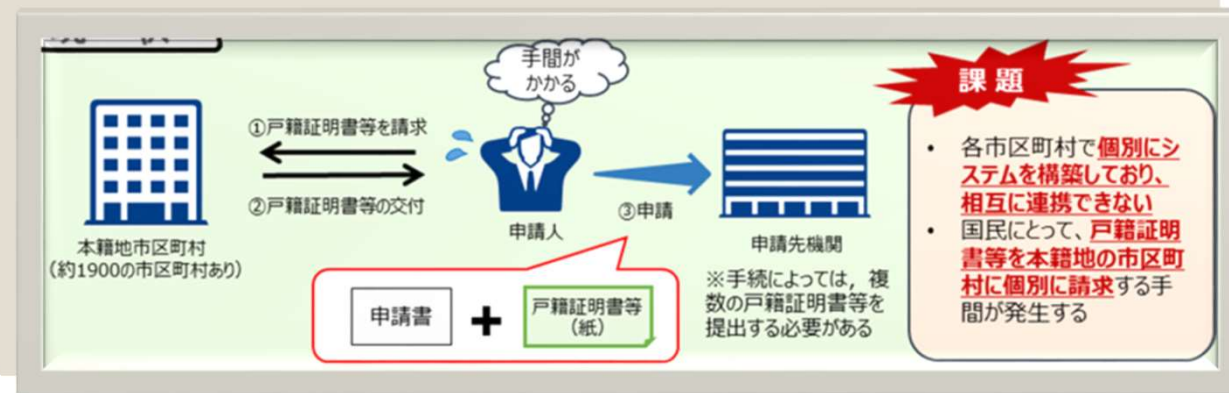
戸籍謄本等の取り寄せが便利に！

ポイント

- 戸籍謄本等の戸籍証明書が本籍地以外の市町村窓口でも取得可能に！
- 令和6年3月からの新ルールにより、手続きが簡単になりました。

以前の戸籍証明の取得方法（従来の課題）

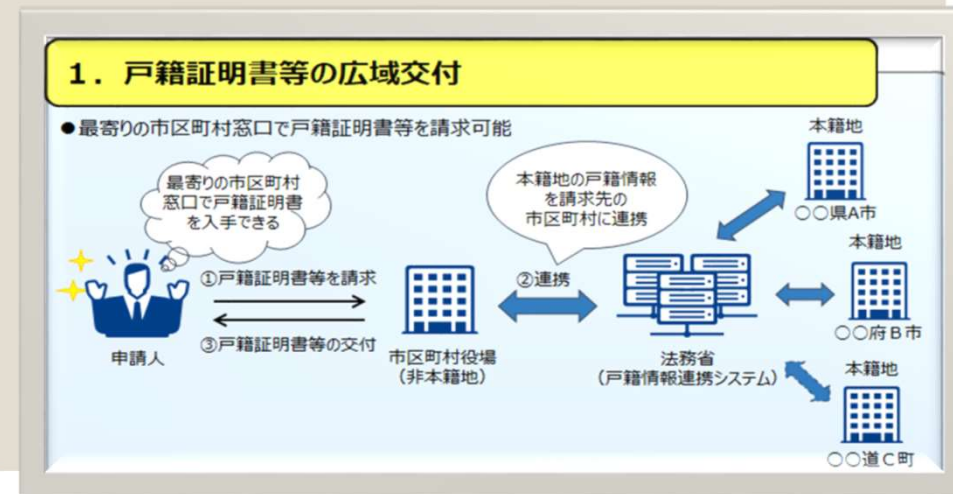
- 本籍地以外の市町村では取得不可
- 婚姻届などの届出時に本籍地の戸籍謄本が必要だった
- 戸籍謄本を取り寄せる手間がかかっていた



新しい仕組み（令和6年3月～）

ポイント

- 市町村間で本籍情報を共有できるように！
- どこの市町村窓口でも戸籍情報を取得可能に！
- 手続きの手間が大幅に削減！



便利になったポイント①

どこの市町村窓口でも戸籍証明を受け取れる！

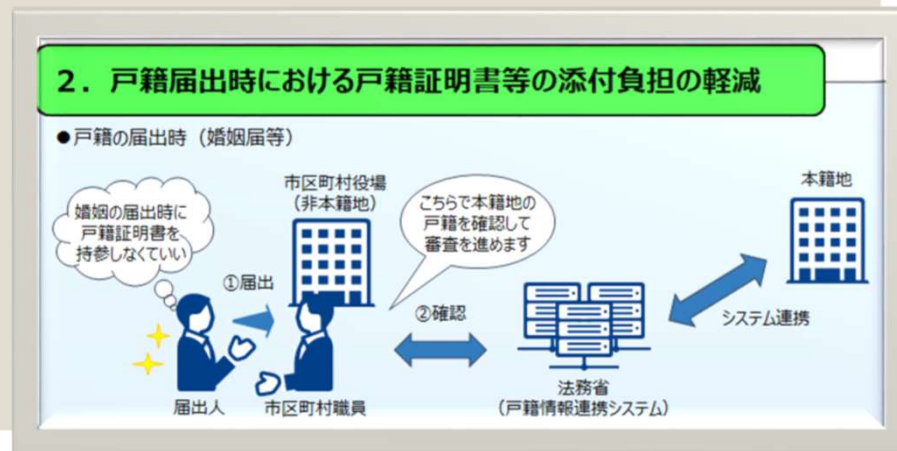
ポイント

- ✓ 本籍地以外の市町村窓口でも戸籍謄本等を受け取れる！
- ✓ 家族の本籍地がバラバラでも、最寄りの市町村窓口でまとめて取得可能！
- ✓ 時間と手間の節約に！

便利になったポイント② 戸籍証明の提出が不要に！

ポイント

- ✓ 本籍地以外の市町村窓口で婚姻届などを提出する際、戸籍謄本不要！
- ✓ 市町村役場側で直接戸籍情報を確認できる！
- ✓ 戸籍謄本を取り寄せる手間が不要に！



利用時の注意点（誰が受け取れる？）

戸籍証明を**本籍地以外**で受け取る際のルール

✓ 受け取れるのは以下の人のみ

- 本人
- 配偶者
- 直系親族（両親・祖父母・子・孫）

✗ 兄弟姉妹は不可！ ※本籍地は委任状があれば可能

✗ 郵送での受け取りはできない。 ※本籍地は可能

まとめ

ポイント

- 本籍地以外の市町村窓口で戸籍証明が受け取れる！
- 婚姻届などの際、戸籍謄本の提出が不要！
- 家族の本籍が異なっても最寄りの市町村窓口で手続き可能！
- 本籍地以外で受け取れるのは本人・配偶者・直系親族のみ！